

2級ヘルパー養成講座

平成23年度2級ヘルパー資格養成講座を開催します。この講座は、高知県の中山間ホームヘルパー養成事業の補助金を活用して開催するため、少ない負担で受講できます。

【日時】

10月15日～12月17日の毎週土曜日（11月12日は休講）9時30分～16時30分まで（最終講は17時30分まで）

【場所】奥物部ふれあいプラザ

※講座終了後4日間の施設実習があります。場所は、香北町・物部町内の介護施設などを予定。

【受講料】17,200円（テキスト代含む）

※その他に施設実習のため、健康診断を受ける費用が必要となります。

【受講対象者】

香美市に住民票のある18歳から65歳までの方

【募集人数】10人

※多数の場合は、事業趣旨により香北町、物部町在住の方を優先の上、先着順とします。受講決定者について

では、募集締め切り後に個別通知します。

【募集期間】

9月12日（月）～9月20日（火）

【問い合わせ・申込先】

健康介護支援課 社会長寿班 ☎52・9280

補助

荒れた農地をよみがえらせるチャンスです！

耕作放棄地の再生作業への支援

耕作放棄地は、病害虫や鳥獣による被害を発生・拡大させるほか、ゴミが不法投棄されるなど周辺農地にも悪影響を与えます。耕作放棄地の解消に取り組み場合に荒廃の状況や一定の要件を満たせば国・県の支援が受けられます。

【事業実施主体】香美市担い手育成総合支援協議会

【取り組み主体】農業者または農業者による団体等

【問い合わせ先】

産業振興課 農林班 ☎53・1062  
県農地・担い手対策課 ☎088・821・4512

ベビーキープやおむつ替え設備等の整備に必要な経費を補助します

不特定多数の方が利用する施設にベビーキープ等を設置する場合、整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助します。

事前に申請が必要となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

【対象者】ベビーキープ等を管理する民間事業所等

【対象事業】オムツ替えシート、ベビーキープ等の設置および授乳室の整備等で平成24年3月31日までに整備（設置）できるもの。

【補助率】補助対象経費の3分の2以内（上限額は40万円）

【問い合わせ・申込先】教育振興課 幼保支援班 ☎53・1088

地域づくり振興助成事業費助成金（2次募集）

地域の活性化のために『まちおこし』『人おこし』を推進することを目的に、団体やグループが行う

事業に対して助成します。【対象】自由な発想や創意工夫による積極的な地域づくりをしている市内の団体・グループ

【助成率】75～100%（最高限度額50万円）

※詳細についてはお問い合わせください。

【期限】9月30日（金）

【申込方法】事業申請書をまちづくり推進課まで提出してください。申請書はまちづくり推進課にありま

【問い合わせ・申込先】まちづくり推進課 まちづくり推進班 ☎53・1061

寄付

香美市社会福祉協議会へ

世ノ本豊年さん（土佐山田町植）から

平成23年6月7日に亡くなられた母・ランエさんの香典返しとして金20万円を寄付されました。

お礼

緑の募金お礼

4月から5月にかけて「緑の募金」をお願いしたところ、市内147の自治会で家庭募金の取り組みをしていただきました。ご協力いただきました市民の皆さま、ありがとうございます。

募金内訳

◇家庭募金 171万5,045円  
◇その他の募金 1万9,548円

『緑の募金』は、高知県森と緑の会を通じて、県内の森林整備・緑化の推進等の事業、自治会、市町村の緑化活動への助成等、身近な環境の緑化活動に活用されます。

【問い合わせ先】

高知県森と緑の会香美市支部（産業振興課内） ☎52・9283



ありがとう

その他

地籍調査事業成果の土地登記完了について

次の区域について、地籍調査事業の成果である地籍図・地籍簿の登記が完了しましたので、お知らせします。

【完了区域】香美市香北町有川（平成19年度香美森林組合調査地区）

【完了日】平成23年7月22日

【問い合わせ先】

建設課 地籍調査班 ☎53・3118

高知農政事務所の組織再編について

農林水産省の組織再編に伴い、香美市に設置されていた高知農政事務所地域第二課は8月31日をもって閉鎖となり、9月1日から当市は新たに高知市に設置された高知地域センターの管轄区域となりました。

高知地域センターでは、戸別所得補償制度等の農業経営の安定や農山漁村の6次産業化、食の安全・安心確保等の業務を行います。

【問い合わせ先】

高知地域センター ☎088・875・7236

2012年版 県民手帳予約受付中!!

暮らしやビジネスにご活用ください!



カバーの色：茶

内容

行政区画図、県内主要統計表、官庁関係資料、暮らしの各種資料、東京・大阪地下鉄路線図 ほか

ポケット版 (9×14.5cm) 500円

デスク版 (13×21cm) 750円

申込期限 9月22日（木）

【問い合わせ先】

政策企画財政課 ☎53-3114

集落営農に取り組みませんか

集落営農をご存じでしょうか。

県では、地域農業を維持・発展させる有効な手段として集落営農を進めています。

集落営農とは

集落営農とは、集落で営農について話し合い、その合意のもとで、共同作業を行ったり、機械や施設を共同利用しながら、集落ぐるみで農業を続けていく仕組みです。

集落営農に取り組むメリットは

- ①機械の共同利用
②作業の受委託
③農道・水路の共同管理
④女性や高齢者の参加
⑤集落での話し合い



- ①生産コストの削減
②園芸の規模拡大
③耕作放棄の防止
④直販や加工品への取り組み
⑤『結』の復活

所得の向上・集落の活性化

取り組みへの支援

集落営農の組織化や組織のステップアップに向けて、高知県と香美市では平成23年度から集落営農・拠点ビジネス支援事業を実施していますので、ご活用ください。

集落営農・拠点ビジネス支援事業

補助率 7/10以内

★集落営農組織による耕作道・用水路などの基盤整備や、せまち直し

補助率 2/3以内

★集落営農組織による共同利用の農機具、農加工機械等の購入

★集落営農組織がグリーン・ツーリズムに取り組むための施設整備

集落営農は、まず話し合いからのスタートです。集落営農について詳しく知りたい方は、高知県地域農業推進課、高知県中央東農業振興センター、香美市産業振興課農林班にご連絡ください。

【問い合わせ先】

県地域農業推進課 ☎088-821-4807

県中央東農業振興センター ☎53-5101

産業振興課 農林班 ☎53-1062



おなせがかし